

ごみ分別カレンダーを配布しています

現在、平成23年度版「ごみ分別収集カレンダー」を配布しています。

●配布方法

- 自治会加入世帯
各地区保健委員を通して配布
- アパートなどの入居世帯
管理会社を通して配布
- 自治会未加入世帯
市役所生活環境課、各支所窓口で配布

※市ホームページでもカレンダーの閲覧、ダウンロードができます。

●ごみの出し方がわかります

○雑紙の出し方

『雑紙※』をより出しやすくするために『紙製の袋(封筒も可)』に入れて『出せるようになりまし。従来の方法でも出せますが、いずれの場合も、ヒモで十字に縛ってお出しく下さい。』

広域クリーンセンター大田原で焼却しているもやせるごみの中には『雑紙』

がたくさん含まれています。皆さんのご家庭でも、「もやせるごみ」を一度で確認いただき、リサイクルできる雑紙の分別にご協力ください。

※雑紙とは、菓子箱、ティッシュペーパー



紙袋に入れてひもで十字にしばって出してください
または
はがき・紙切れ等は雑誌にはさんで出してください

の箱、レトルト食品の空箱やコピー用紙など『新聞(チラシ)』、『段ボール』、『雑誌』にも当てはまらないリサイクルできる紙。感熱紙、圧着紙、カーボン紙、写真、銀紙(ガムの包み紙など)はリサイクルできません。

○ボタン電池など

ボタン電池やオキシライド電池などの乾電池も処理可能になりました。アルカリ・マンガン電池と同様に指定袋の外袋や透明袋に入れてお出しく下さい。

なお、充電式電池は引き続き、販売店などへお持ち込みください。

○水銀体温計

従来、もやせないごみとして区分していましたが、収集時点から分別し、より安全にリサイクルするため、もやせないごみとは一緒にせず、指定袋の外袋や透明袋に水銀体温計だけを入れてお出しく下さい。

■問い合わせ

生活環境課生活環境係

TEL (23) 8706

URL http://www.city.ohkawara.tochigi.jp/624_15.html

消費生活センターをご利用ください

●消費生活センターとは

消費生活センターとは、消費者安全法の規定により、消費者の消費生活における被害を防止し、その

安全を確保するために各自治体が設置している相談機関です。市では消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントなどの資格を有する相談員が、皆様の消費生活に関する疑問や悩みを解決できるようアドバイスをしています。

●消費生活相談

相談できる内容は、悪質商法・架空請求・多重債務など、個人(消費者)と事業者との間での消費契約に関することであればほとんどのことが該当します。

※個人間の問題や事業者間の問題、個人と事業者との問題でも雇用問題や教育問題については対象外。

○電話による相談

メールやハガキなどでの一般的な架空請求を受けた場合や訪問販売などで契約したがクーリングオフをしたい場合など、簡易な内容の相談は電話で対処法のアドバイスを行っていただきます。

○面談による相談

契約書の確認が必要な場合や、多重債務の相談など、必要書類や詳細について把握する必要がある場合は、センターに来ていただき詳細を伺います。

●相談員によるアドバイス

○消費者が自主交渉をする際の法的根拠の説明や交渉の仕方をアドバイスします。

○消費者が自主交渉するのが困難な場合は、消費者の意思に基づき

相談員が業者と交渉を行います。○個人間の問題や訴訟による解決など、センターだけでは解決できない場合などは、適切な相談機関を紹介いたします。

○多重債務相談において債務整理をする際に弁護士や司法書士につなぎます。

●相談情報の集約・活用

皆様からの相談内容は「P-O-N E-T」というシステムによって国民生活センターに集約し、情報提供や悪質業者指導などに活用し、消費者を守るだけでなく、これから起こり得る消費者被害を未然に防ぐための法整備などにも役立てています。

「騙された」と思ってもその情報を隠してしまったら悪質業者の思うツボです。交渉により契約の解除や返金が出る可能性が生じるほか、その情報を元に今後の被害を防ぐことができるかもしれません。そのためには皆様からの情報が必要不可欠です。

なお、相談を受ける際、情報集約のために住所・氏名・年齢・職業などをお聞きしますが、個人情報厳重に保護されています。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター
(住吉町1-9-37)

TEL (23) 6236

〈相談受付時間〉 平日午前9時～正午、午後1時～4時